

## 浜田市鳥獣被害対策実施隊設置要綱

### (目的及び趣旨)

第1条 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律(平成19年法律第134号)第9条及び鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第34条の2の規定並びに浜田市鳥獣被害防止計画(以下「被害防止計画」という。)の鳥獣被害防止施策を適切に実施するため、浜田市鳥獣被害対策実施隊(以下「実施隊」という。)を設置する。

### (職務)

第2条 実施隊の職務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ツキノワグマ、ニホンジカ、ニホンザル等の許可捕獲及び農作物等被害防止対策の推進業務
- (2) 人の生活圏に出没したツキノワグマ、イノシシ成獣等による人身又は農作物等被害防止対策にかかる緊急銃猟又は許可捕獲等の業務
- (3) 地域住民に対する鳥獣被害防止対策の指導及び推進業務
- (4) 被害実態及び出没状況の調査業務
- (5) その他浜田市鳥獣被害防止計画に基づく業務

### (実施隊の組織等)

第3条 実施隊は、50人以内の浜田市鳥獣被害対策実施隊員(以下「隊員」という。)で組織する。

2 隊員は、各地域捕獲班が推薦する次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 第1種銃猟免許及びわな猟免許を所持し、銃所持許可を受けた浜田市有害鳥獣捕獲班員のうち、地域貢献活動として農作物等被害防止対策の意欲と責務を持ち、かつ銃の取扱いに関する安全、射撃、捕獲に関する知識及び技能を有すると市長が認めた者
- (2) 市長の要請に基づく緊急銃猟又は許可捕獲に際して、市、県、警察等の関係機関とのコミュニケーションを図り、連携して迅速かつ的確に業務を遂行できる資質を持つと市長が認めた者

3 隊員は、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第3条第3号第3項に規定する非常勤の特別職に属する者とする。

### (任期)

第4条 隊員の任期は3年とし、再任を妨げない。ただし、浜田市有害鳥獣捕獲班の任期と合わせることにし、補欠による隊員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (報酬等)

第5条 隊員が出動したとき(次項に規定する場合を除く。)は、隊

員 1 名につき 1 回当たり 3,000 円の手当を支給する。この場合において、浜田市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（平成 20 年 9 月 26 日条例第 37 号）別表に定める費用弁償は、支給しないものとする。

- 2 隊員が鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律第 34 条の 2 の規定による緊急銃猟のため出動したときは業務委託料として、隊員 1 名につき 1 日当たり 40,000 円を支払うものとする。

（解任）

第 6 条 市長は、隊員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期途中であっても解任することができる。

- (1) 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）のほか、関係法令等に違反したとき。
- (2) 正当な理由なく第 2 条に規定する職務に参加しないと認められるとき。
- (3) 次条第 2 項に規定する研修の受講及び射撃訓練の実施をしないと認められるとき。
- (4) 前 2 号に掲げるもののほか、市長が必要と認めたとき。

（危険防止及び法令等の遵守）

第 7 条 出動する隊員は、誤射又は跳弾による自損又は他損その他の危険防止に努めるとともに、関係法令の規定を遵守し、事故の防止に万全の措置を講ずるものとする。

- 2 隊員は、前項に規定する措置として、浜田市猟友会が開催する銃の取扱いに関する安全管理講習及び射撃技能研修を受講するとともに、年 2 回以上の射撃訓練を行わなければならない。
- 3 緊急銃猟に従事する隊員は、前項に規定する講習等に加えて年 2 回以上のライフル銃又はスラッグ弾による散弾銃を使用した射撃訓練を行わなければならない。

（事故及び災害時の補償）

第 8 条 実施隊の職務遂行上、不測の事故及び災害が発生した場合には、次により措置するものとする。

- (1) 隊員が第三者に対し人身又は物損等の法律上の損害賠償責任を負った場合は、市が加入する鳥獣総合保障制度等で賠償するものとし、保険のてん補限度額を超える責任部分については、法律等で定められた範囲で市長が補償する。
- (2) 隊員自身の傷害、死亡に対しては「浜田市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例」（平成 17 年条例第 48 号）に準じて市長が補償する。

（事務局）

第 9 条 実施隊の事務局は、浜田市農林振興課に置く。

（その他）

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、実施隊の組織及び運営に関

し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。